養育医療にかかる説明について

養育医療の申請を受理するにあたり、下記について説明を行いました。

説　明　事　項	確認欄
1．養育医療は本来、世帯の所得税額に応じて、自己負担額があること。そのため、自己負担額算出のため、担当職員が住民登録情報や課税情報の閲覧を行うこと。	
2．養育医療は出生時から退院までの期間の給付であり、子育て支援医療（乳児医療）は退院以降の医療給付であること。	
3．医療に関する必要な情報について、子育て支援医療（乳児医療）の担当課と情報共有を行う場合があること。	
4．健康保険扱いにならないものは、自己負担の必要があること。（室料の差額、寝衣代やおむつ代、薬のビン代等）	
5．転居や連絡先（電話番号）、健康保険の変更がある時には、保健センターに連絡すること。	

※説明を受けた後、右端の確認欄に押印またはサインをお願いします。

年　　月　　日

来所者（　　）

説明者（　　）

当課使用欄〔個人番号取得確認事項〕

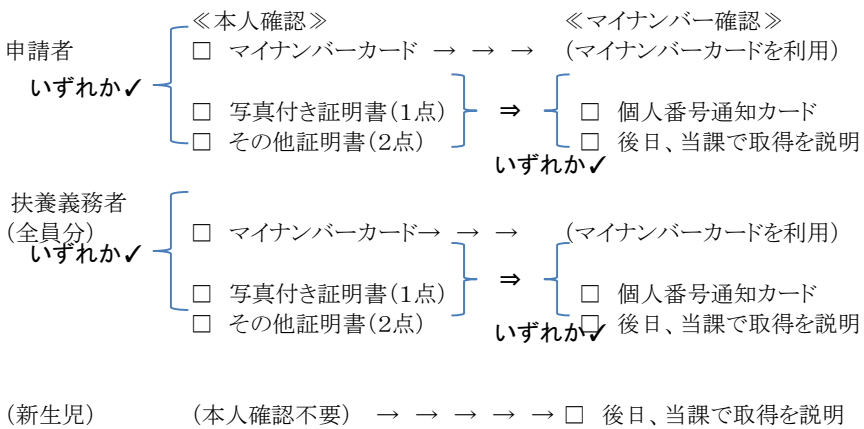

（新生児）　（本人確認不要）　→ → → → → □ 後日、当課で取得を説明